



平成 20 年度犬登録・狂犬病予防注射



実 施 日	受 付 時 間	場 所
10 月 19 日 (日)	9 : 00 ~ 9 : 30	上益城農協津森事業所
	9 : 50 ~ 10 : 20	上益城農協福田事業所
	10 : 40 ~ 11 : 10	上益城農協飯野集出荷場
	11 : 30 ~ 12 : 00	広崎公民館(広崎公園)
	13 : 00 ~ 13 : 30	馬水公民館
	13 : 50 ~ 14 : 50	役場 (庁用車庫前)

●手数料・料金

- ・登録手数料 (新規登録のみ) 3, 0 0 0 円
 - ・狂犬病予防注射済票交付手数料 5 0 0 円
 - ・狂犬病予防注射料金 2, 5 0 0 円
- ※この集合注射を受けることができない方は、最寄の動物病院で受けてください。

●町内の動物病院

- ・じんだ動物病院 (広崎) ☎ 2 8 6 - 2 3 6 1
- ・ましき動物病院 (馬水) ☎ 2 8 9 - 0 5 6 3
- ・永田ペット動物医院 (木山) ☎ 2 8 6 - 2 0 3 8

◎平成 20 年度の狂犬病予防注射が済んでいる犬については、今回は注射の必要はありません。

問い合わせ先 役場住民生活課生活衛生係 ☎ 286-3111 内線 114

国民年金

国民年金保険料の追納について



国民年金保険料の免除や若年者納付猶予および学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。

免除や若年者納付および学生納付特例の承認を受けた期間が 10 年以内であれば、後から保険料を全部または一部納付すること (追納) ができます。年金額を満額に近づけるために、生活に余裕ができたときは納めるようにしましょう。

ただし、保険料を追納する場合、免除や納付猶予の承認を受けた当時から 2 年度を経過した分については、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。追納するには、国民年金保険料追納申込書の提出が必要となり、後日納付書が自宅に郵送されます。(申込書は熊本東社会保険事務所または役場保険課にあります)

平成 20 年度に追納する場合の金額は下記のとおりです。

承認を受けた月の年度	追納額 (1 カ月分)			
	全額免除	4 分の 3 免除	半額免除	4 分の 1 免除
平成 10 年度	1 6, 5 9 0 円	—	—	—
平成 11 年度	1 5, 9 5 0 円	—	—	—
平成 12 年度	1 5, 3 2 0 円	—	—	—
平成 13 年度	1 4, 7 4 0 円	—	—	—
平成 14 年度	1 4, 1 8 0 円	—	7, 0 9 0 円	—
平成 15 年度	1 3, 9 7 0 円	—	6, 9 8 0 円	—
平成 16 年度	1 3, 7 7 0 円	—	6, 8 8 0 円	—
平成 17 年度	1 3, 8 1 0 円	—	6, 9 1 0 円	—
平成 18 年度	1 3, 8 6 0 円	1 0, 4 0 0 円	6, 9 3 0 円	3, 4 7 0 円
平成 19 年度	1 4, 1 0 0 円	1 0, 5 8 0 円	7, 0 5 0 円	3, 5 3 0 円

問い合わせ先 熊本東社会保険事務所 ☎ 3 6 7 - 8 1 4 4
役場保険課国保年金係 ☎ 2 8 6 - 3 1 1 1 内線 122・123